

伐木作業等の 安全対策の規制が 変わります!



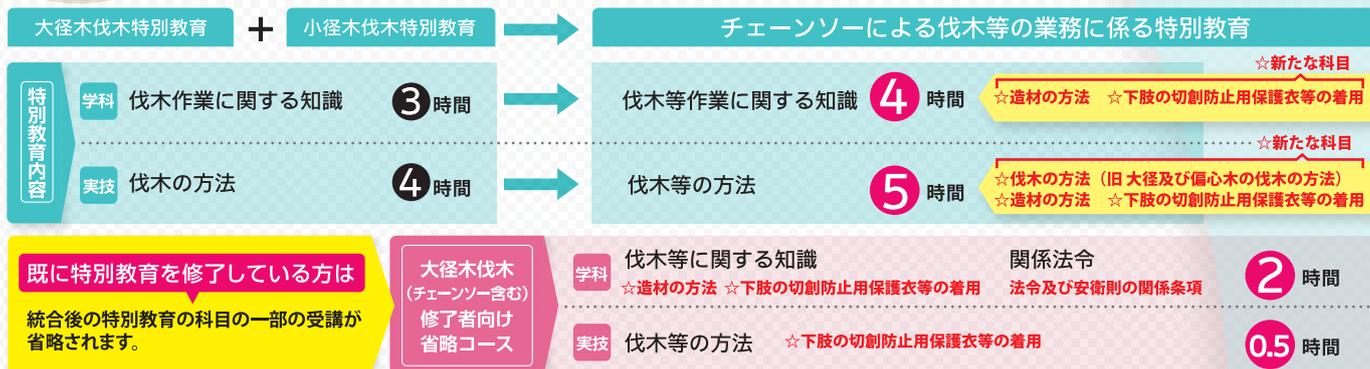
改正された特別教育を
受けなければ
2020年8月1日以降
**業務に
就けません。**
伐木作業等を行うすべての
業種が対象です。

今回の
政令等改正の
3つの
ポイント

Point!!
1

区分されていた「特別教育」の統合により、科目と時間数が追加されます。

伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育の統合により、学科、実技の科目と時間数が追加されます。
(安衛則、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)の改正)



Point!!
2

伐木作業等における危険を防止するための規定が設けられます。(安衛則の改正)

「詳細はWebサイト(PC版)をご覧ください」 → https://www.kobelco-kyoshu.com/batsuboku_special/

Point!!
3

改正スケジュール

	2019/2/12～	2019/8/1～	2020/8/1～
施行日	公布・一部施行	安衛則の改正施行	安衛則、安全衛生特別教育規程の改正の施行
改正内容	修羅による集材又は 運材作業の廃止 木馬運材及び雪そり運材に 係る規定の廃止	伐木作業等における危険を防止するための規定	チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育に ついて、伐木の直径等で区分されていた特別教育が 統合され、科目が追加され時間数が増える。 (安衛則、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)の改正)
改正前の特別教育 (大径木16時間/小径木13時間)		2020/7/31まで有効	✗ ※改正後の特別教育(一部免除)を修了する必要があります。
改正後の特別教育 (大径木と小径木の合計18時間) ※免除コースを含む		公布日以降実施可(※2020/7/31までは無効)	○ 有効

コベルコ教習所
の
開催予定

2019/6末頃～ 改正後2.5時間講習(2h2コース) ※大径木伐木(チェーンソー)16時間の教育を修了された方が対象

2020/1頃～2020/7末
改正前16時間講習(Tbコース)
+
改正後2.5時間講習(2h2コース)

2020/8/1～ 改正後18時間講習(2h1コース)開講予定



チェーンソーによる伐木等 特別教育

資格の区分 ▶ チェーンソーによる伐木等の業務

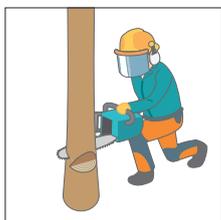
林業は木材の生産や国土の保全など重要な役割を担う産業ですが、他の産業と比べて労働災害の発生率が高く、その中でもチェーンソーを用いて行う伐木・造材作業は死亡災害のうち約6割を占める危険な作業です。2011年以降も改善がみられなかったことから、労働災害を防止し伐木作業等における安全対策を強化するため、労働安全衛生規則の一部が改正され（2019年2月12日公布）、大径木伐木（安衛則第36条第8号）と小径木伐木（安衛則第36条第8号の2）の特別教育が統合され、また、造材の方法や下肢の切創防止用保護衣等の着用に関する範囲が追加されます。

この特別教育は林業、土木工事業や造園工事業など業種にかかわらず伐木作業等を行う全ての業種が対象となり、2020年8月1日以降はこの特別教育を修了しなければ業務に就くことができなくなります。

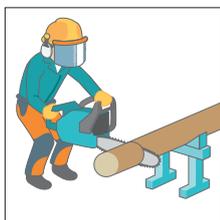


主な機器の種類

チェーンソー



伐木



玉切り

主に使用する業種

伐木作業等を行う全ての業種が対象です。



農林業



造園工事業



建設・土木工事業



リース・レンタル業



電気通信工事業



解体工事業

他

チェーンソーによる伐木等 特別教育

2020年8月1日より施行

内容	科目									
	学科				実技					
伐木等作業に関する知識	3	2	2	1	4	2	2	伐木等の方法	チェーンソーの操作	チェーンソーの点検及び整備

コース	資格	日数	合計時間	知識	予振	関係	実技	実技	実技	
改正前 Tb	大径木伐木等(チェーンソー等)特別教育 特になし	2日間	16時間	3	2	2	1	4	2	2
	●胸高直径等で区分されていた、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育の統合により、学科・実技の科目と時間が追加されます。									
改正後 2h1	特になし	3日間	18時間	4	2	2	1	5	2	2
	●既に特別教育を修了している方は、統合後の特別教育の科目及び時間の一部を省略することができます。									
改正後 2h2	大径木伐木等(チェーンソー等)特別教育修了者(※)	0.5日間	2.5時間	1	-	-	1	0.5	-	-

●赤字箇所は改正後の変更点です

※【受講を省略できる条件】 □当社では事業主による教育実施記録、または、修了証は受け付けておりません。あらかじめご了承ください。

改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(※)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む。)を修了した者。胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木、つりきりその他特殊な方法による伐木、または、かかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務(伐木等機械の運転の業務を除く。)